

退職管理の適正の確保について

地方公務員法による「退職管理の適正の確保」の概要

地方公務員法（以下「法」という。）の改正により職員の退職管理に関する規定が新設され、地方公共団体は、国家公務員法の退職管理の規定の趣旨及び職員の再就職状況を勘案して、退職管理の適正確保に必要と認められる措置を講ずるものとされました。（平成28年4月1日施行）

具体的な内容は以下のとおりです。

- (1) 元職員による働きかけの禁止
- (2) 再就職情報の届出

1 元職員による働きかけの禁止（法第38条の2関係）

- (1) 営利企業等に再就職した元職員が、離職前の職務に関して、現職員に対して働きかけ（職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼をすること）を行うことを禁止します。

○離職後に営利企業等（※1）に再就職した元職員（＝再就職者）は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等（※2）の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務（※3）について、離職後2年間、離職前5年間の職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること（＝働きかけ）が禁止されます。

○在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や規制される期間は異なります。

○規制に違反した元職員には過料又は刑罰が科せられます。



※1：営利企業等

営利企業及び非営利法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）のこと

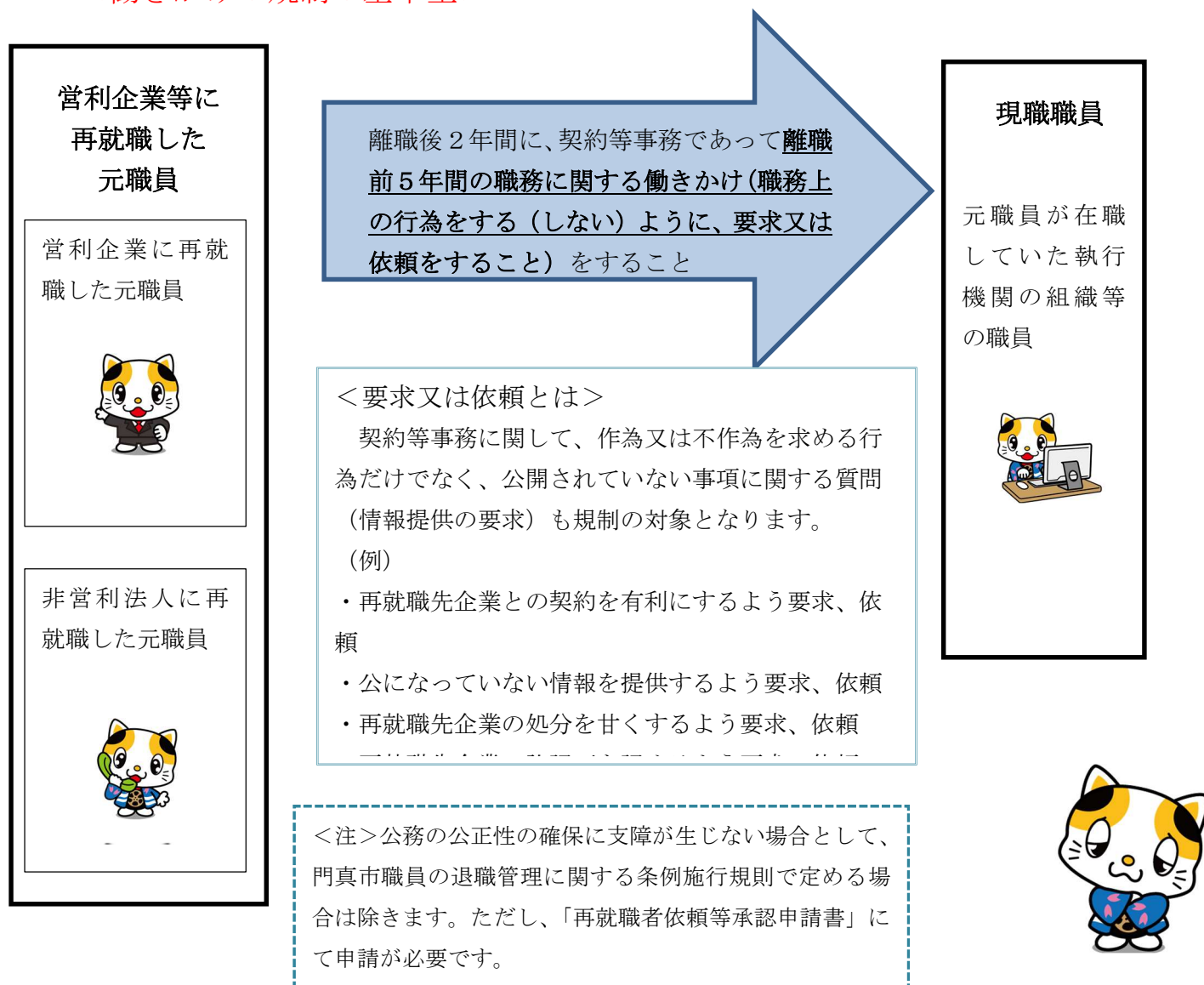
※2：地方公共団体の執行機関の組織等

再就職者による働きかけが禁止される職員の範囲を確定するための組織上の単位（首長部局、教育委員会等）

※3：契約等事務

①再就職者が在籍している営利企業等やその子法人と門真市との間で締結される売買、貸借、請負、その他の契約、②当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務など

＜働きかけの規制の基本型＞



＜在職中の職位と職務内容による規制範囲の違い＞

規制の主体	禁止される働きかけの内容	規制期間
全ての再就職者	離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけ＜法第38条の2第1項＞	離職後2年間
	在職中に自ら決定した（※1）契約・処分に関する現職職員への働きかけ＜法第38条の2第5項＞	期間の定めなし
離職前5年より前に課長級以上のポストの経験がある再就職者（※2）	離職前5年より前に課長級以上の職務についていた時の職務に関する現職職員への働きかけ＜法第38条の2第4項＞＜法第38条の2第8項、門真市職員の退職管理に関する条例第2条＞	離職後2年間

※1：自ら決定したとは、最終決裁権者となった場合をいいます。

※2：再任用で課長級より下のポストとなった後、任用が終了し退職した者も含まれます。

(2) 再就職者から働きかけを受けた職員の公平委員会への届出について

再就職者から働きかけを受けた職員は、公平委員会へ届け出る義務があります。

要求又は依頼を受けた後遅滞なく、公平委員会が定める様式（「再就職者から依頼等を受けた場合の届出」）で公平委員会事務局に届出してください。届け出なかった場合は、懲戒処分の対象になります。＜法第38条の2第7項違反＞

＜退職管理に係る規制違反に対する制裁措置＞

	規制違反の内容	制裁措置
元職員による働きかけ	元職員が現職職員に対して働きかけをした場合 （不正な行為をするよう働きかけた場合を除く。）	10万円以下の過料 ＜法第64条＞
	元職員が現職職員に対して、不正な行為をするように働きかけた場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金＜法第60条第4号から第7号＞
	職員が元職員の働きかけに応じ、不正な行為を行った場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金＜法第60条第8号＞
	職員が元職員から働きかけを受けた事実を公平委員会へ届け出なかった場合	懲戒処分の対象＜法第38条の2第7項違反＞
再就職あつせん	職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることを要求・依頼した場合	3年以下の懲役＜法第63条第1号及び第2号＞
求職活動	職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業の地位に就くことを要求し、又は約束した場合	3年以下の懲役＜法第63条第1号及び第2号＞

2 再就職情報の届出（法第38条の6第2項関係）

課長級以上の職員であった者が、離職後2年間に、以下の場合は、離職時の任命権者に届け出ることとされています。（平成28年4月1日以降の退職者が届出対象となります。）なお、一度でも課長級以上であった者は対象に含まれます。

- ・任期付職員や官民人事交流で採用された管理職職員についても、離職後2年間は、元の企業やその他の営利企業等に再就職する場合に届出が必要となります。
- ・再任用職員（短時間再任用を含む）で採用された管理職職員についても、離職後2年間は、営利企業等に再就職する場合に届出が必要となります。

(1) 届出が必要な場合

- a 有給で、営利企業以外の事業の団体の地位に就いた場合
- b 有給で、事業に従事することとなった場合又は事務を行うこととなった場合
- c 営利企業の地位に就いた場合

ただし、日雇いの場合、a、bの場合で一定額以下の報酬を得る場合等には、この届出は不要となります。

(2) 届出が不要な場合

以下の場合には、届出が不要となります。

- ①日雇いの場合（任期を1日とし、これが日々更新されることにより雇用される者の場合）

- ② 上記(1)のa・bの場合で一定額（※）以下の報酬を得る場合

※ 所得税法第28条第3項第1号に規定する給与所得控除額に相当する金額（65万円）と同法第86条第1項第1号に規定する基礎控除額（58万円）に相当する金額の合計額（123万円）

- ③任命権者の要請に応じ特別職の国家公務員となるため退職し、引き続き特別職国家公務員となった場合（例：内閣総理大臣の秘書官として一定期間特別職の国家公務員となる場合）

- ④任命権者の要請に応じ地方公務員となるため退職し、引き続き地方公務員となった場合（地方公共団体・地方独立行政法人へのいわゆる現役出向の場合）

- ⑤再任用制度により再任用職員として採用された場合



(3) 提出方法

届出様式（ワードファイル）を電子メールにより離職時の任命権者へ提出してください。なお、電子メールが使えない環境にない場合は、郵送による提出も可能です。

(4) 提出時期

再就職をした後、速やかに離職時の任命権者へ提出してください。

※ 「速やかに」とは、原則として「1か月以内」を指します。

(5) 届出事項

届出様式（ワードファイル）の内容について、記入例を参照のうえ、漏れなく空欄のないように記入してください。

担当：総務部人事課 人事研修担当、
公平委員会事務局